

秦野市不妊治療費（先進医療分）助成事業実施要綱

（令和6年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、医療保険適用の体外受精又は顕微授精（以下「体外受精等」という。）と併用して実施された医療保険適用外となる治療及び技術の提供を受ける者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- （1） 保険医療機関 先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届け出ている、又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。
- （2） 先進医療 前号に規定する保険医療機関で実施される医療保険適用の体外受精等と併用して実施される厚生労働省が先進医療として告示した治療及び技術をいう。
- （3） 1回の治療 医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画書を作成した日等から、妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程をいう。

（助成対象者）

第3条 助成の対象者は、次の要件の全てを満たす者をいう。

- （1） 医療保険適用の体外受精等と併用して実施された先進医療を保険医療機関で受けていること。
- （2） 1回の治療の初日から申請日までの間、夫婦（法律上の婚姻手続を行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する関係を含む。以下同じ。）であること。
- （3） 申請日において、夫婦の両方又は一方が本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されていること。
- （4） 次に掲げる医療保険各法に規定する被保険者又は組合員若しくはその被扶養者であること。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ウ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- オ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- カ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

(5) 夫婦の両方が市税等を滞納していないこと。

(6) この要綱に定める体外受精等治療及び先進医療に要した費用について、他の自治体から助成制度の適用を受けていないこと。

（助成の対象となる費用の範囲）

第 4 条 助成の対象となる費用は、医療保険適用の体外受精等と併用して実施された先進医療に係る費用で、保険医療機関で実施されたものとする。

（助成金の額）

第 5 条 助成金の額は、1 回の治療につき、助成対象者が保険医療機関に支払った額のうち、前条に該当する費用の額に 10 分の 7 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000 円を限度とする。

（助成の回数）

第 6 条 助成の回数は、体外受精等を医療保険で治療できる要件と同様とする。

（助成の申請）

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者は、1 回の治療が終了した日（医師の判断に基づき治療を中断した場合は、その中断した日）の属する月の翌月から起算して 6 か月以内に秦野市不妊治療費（先進医療分）助成申請書兼請求書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、夫婦の同意を得たうえで、本市がその内容を確認できる場合、その内容に係る書類の添付を省略させることができる。

- (1) 秦野市不妊治療費（先進医療分）助成事業における受診等証明書（第 2 号様式）
- (2) 保険医療機関が発行した領収書及び診療報酬明細書の原本
- (3) 申請者が加入している健康保険証の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）若しくは戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は本市のパートナーシップ宣誓書受領証の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第8条 前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査したうえで助成の可否を決定し、秦野市不妊治療費（先進医療分）助成決定（却下）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請があった書類に記載漏れその他の不備があったときは、申請者に連絡のうえ、補正させるものとする。この場合において、申請者が補正に応じないとき又は申請のあった日から3か月以内に補正が行われなかったときは、その申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 助成の決定を行った後に、助成金の振込不能等があり、本市が確認その他助成金を振り込むために必要な事務に努めたにもかかわらず、申請のあった書類の補正が行われないことにより、助成を決定した日から3か月以内に助成金の交付ができなかったときは、その申請が取り下げられたものとみなす。

(助成決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 助成の決定を行った後に、次に掲げる要件のいずれかに該当することが明らかとなったときは、助成を決定した全部若しくは一部を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部について返還を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、神奈川県市町村不妊治療費助成事業費補助金交付要綱の廃止の日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成の申請がされた場合の助成金の交付については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

(秦野市特定不妊治療費助成事業実施要綱の廃止)

- 2 秦野市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成24年4月1日施行）は、廃止する。